

近代イギリスの学校と国家のはざま

—宮腰英一『十九世紀英国の基金立文法学校』を読んで—

安原 義仁

わが国でもバブルが弾ける前、企業の文化活動（メセナ）が盛んに取りざたされたことがあった。メセナは景気の後退とともにあまり話題にされなくなったように見受けられる。いっぽう、非政府組織（NGO）による社会的活動や民間ボランティア活動は日本の社会においても徐々にはあるが着実に根づきつつある。フィランソロピーとかチャリティといったかたちの、私人ないし任意の団体に

よる公益のための自発的活動はわが国の社会にはその伝統がなく、したがってあまり馴染みのないものであった。しかし、いわゆる市民的公共圏の拡がりに伴い、そしてまた新自由主義の台頭や行政改革の流れとも関わって、フィランソロピーやチャリティは日本の社会でもその活動の地歩を固めつつあるやにみえる。

教育の領域でのフィランソロピーやチャリティに関わる問題といえば、イギリスの大学の設置形態もそうである。国立大学の独立行政法人化の問題にも関わって、「イギリスの大学は国立ですか、私

立ですか」とよく尋ねられる。やっかいな質問である。この問題は設置形態と財政の両面からみてゆかないと正確には答えられないものであり、とりわけ、設置形態については歴史に遡って検討しないと正しい理解は得られないからである。大学だけではない。イギリスの学校とくにバブリック・スクールをはじめとする伝統的な中等学校についても同様である。

イギリスの中等学校制度は階級社会を反映しつつ、その秩序の維持・再生産・再編と、それぞれの社会階層の教育需要への対応を模索するなかで構築されてきた。設置形態、対象とする生徒の社会的出自と年齢、教育の理念・目的、教育内容等々において多種多様な学校が設立され、やがてそれらがひとつの体系的なシステムとして整備されてゆく。そのプロセスの一面は中等教育機会の拡大・開放の動きとして、またそれと連動した複線三分岐型から単線総合制への流れとしてしばしば語られ、周知のこととなっている。

そうしたイギリス中等教育の歴史と現状を踏まえたりえて、本書が課題として取り組んだのは十九世紀における基金立文法学校の再編・変容過程の解明である。その際、著者はとくに学校の設置形態、財政基盤、法制的位置づけに着目する。基金立文法学校はそもそも十六世紀以降、私的な篤志行為により基本財産をもった「チャリティ」（市民公益活動）として創設されたものであった。そして、その管理運営は創設者の遺言状や創設規約に基づき信託を受けた理事会がおこなうこととなっていた。しかし十八世紀末からチャリティ基金管理のあり方をめぐって問題が頻発し、基金の使途目的の「公益性」と「私益性」がひろく問われるに至った。問題は議会で論議され、それを受けてチャリティ委員会が監督機関として設置された。

チャリティ基金の「公益性」に関わって本書を貫くもう一つの重要な視点は、チャリティ問題なかならず基金立文法学校の再編への国家関与のあり方である。基金立文法学校の改革は十九世紀中葉にまず、九大パブリック・スクールから始まり、次いでそれ以外の中等学校に及んだ。改革はいずれも、王立委員会による調査・勧告を受けての議会立法というかたちで推進された。それは勃興しつつあった産業資本家や専門職階層の新たな教育需要に 대응するとともに、世界の工場としてのイギリス社会の多様な人材需要に対応しうる国

民的教育システムの創出過程でもあった。その原資として、基金立文法学校が有する莫大な基本財産は有効に活用されねばならなかったが、いっぽうで、チャリティ基金が本来有する自律性や特権に国家がどこまでどのように関与すべきか、またしうるのかが大きな問題となった。概していえば、国家関与は基金立文法学校の設置形態や財政基盤には踏み込まず、科学技芸局による科学技術分野など、主として補助金行政を通じてなされていった。

国民的教育システムはまず初等（基礎）教育から整備され、やがてその普及に伴う初等後教育への広範な需要を背景に、中等教育との接合が重要な政策課題となつてゆく。いわゆる上構型中等学校の位置づけの問題であり、これはさらに下構型中等学校を含めての体系的な中等教育システム創出へと連なる。その創出は世紀転換期に、中央教育行政機構の再編・整備と公立中等学校の設立というかたちで進められていった。かくて、イギリスの中等教育システムは大きくは「公的セクター」と「独立セクター」の二元的なものとして成立し、さらに「独立セクター」は公費補助を受けない基金立文法学校（パブリック・スクールなど）と公費補助を受けるものという構造のものとなった。それぞれの中等学校の理念・目的と教育内容も階級社会を反映して相異なるものであった。中等教育の一元的な国民教育システムは構築されなかった。

宮腰英一

十九世紀英國の基金立文法学校

——チャリテイの伝統と変容——

序 問題の所在と研究課題の設定

第一部 一九世紀初期基金立学校の実態と再編課題

一 基金立学校の基本的形態

二 基金立文法学校における「エルドン判決」の意義

三 基本財産 (endowment) をめぐる論争

第二部 チャリテイの監督機関の創設と基金立学校の改組構想

四 産業社会におけるリベラル・エデュケーション論争

五 チャリテイ監督機関の設立と中流階級教育の高揚

六 基金立学校の改革構想

第三部 基金立学校の再編過程と二元的セクターの形成

七 基金立学校委員会(一八六九—七四年)の政策執行とその性格

八 基金立学校への公費補助

九 中等教育における公的セクターの成立

*

*

チャリテイ(市民公益活動)によって創設された基金立学校の教育理念・教育内容を巡る問題を、王立委員会報告書などの公文書を利用しつつ、従来看過されてきた財政基盤との関わりで法制史的に論じた教育史の労作。

二月刊/A5判・三六八頁・八〇〇〇円

中等教育史の専門家ではない筆者が自分なりに読みとった本書の要旨は、つづめて言えば、上述のようなものである。「パブリック・スクールや文法学校の下部構造を構成する「基本財産」こそが、設置・管理運営形態のみならず、上部構造たる教授活動、カリキュラム内容、教師の任免、学校の管理・運営などを規定し、拘束している」のであり、基本財産への視点は「二元的システム」を生み出した十九世紀基金立学校の改革の特徴を探っていく上で不可欠である」との著者の指摘は的確にして鋭い。狭い範囲の教育学・教育史だけでなく、西洋法制史ゼミに出入りして法人論を学んだ著者ならではの着眼であろう。「教育への公的統制 (public control) の発現形態を、基金立学校を対象に分析し論述する」その仕方も、膨大な公的二次資料に基づいて丹念になされており、十九世紀全般にわたる基金立文法学校の伝統の継受と変容を法制史的に解明しようとする著者の意図はおおよそ成功しているように思われる。

本書で著者が言及している問題には「市民的公共性」や「自由主義国家論」に関わるものもある。年季をかけた大著についての、内容の詳細にわたる書評はまた学会誌等でなされよう。ここでは、イギリス中等教育史研究にひとつ新たな礎石が築かれたことをまず喜び、著者のこれまでの労を多としたい。

(やすはら・よしひと 広島大学教育学部教授/西洋教育史)